

5. その他の留意事項

5-1. 観光客の避難対策

本市には新舞子マリナーパーク等の観光地があり、沿岸部に多くの観光客や釣り客が訪れています。こうした一時的な来訪者の多くは、周辺の地理状況に対して不案内であることが想定されます。

観光客を含めた一時的な来訪者に対しては、指定緊急避難場所や避難目標地点の確保、避難路の整備等による津波避難の安全性の向上に向けた取組を推進します。

さらに、観光協会や観光関連事業者等との連携により、避難環境の整備や避難訓練の実施等を通じて、避難誘導体制の強化を進め、観光客が安心して本市を訪れていただけるよう、津波防災に係る情報や取組状況を発信し、安全性をPRします。

観光客等への避難対策として以下を実施します。

(1) 情報伝達

市は、避難指示等の情報については、防災行政無線（同報系）やコミュニティFM等により伝達するほか、施設管理者に対しては、防災行政無線（同報系）戸別受信機の設置等による情報入手手段の確保や、施設内利用者への迅速な情報伝達に努めるよう働きかけます。

(2) 標高表示・避難誘導サイン等の設置、津波避難場所の指定

避難者の円滑かつ確実な避難を実現するためには、平常時から津波の危険性や避難路、指定緊急避難場所等に関する情報をわかりやすく示すことが重要です。そのため、観光客等、周辺の地理状況に対して不案内であることが想定される一時的な来訪者に対しては、標高表示や避難路、指定緊急避難場所等を表示した案内図や、避難誘導サイン（看板・路面表示等）の設置を進め、土地に不案内な観光客等への周知を図ります。

(3) 施設管理者の避難計画の策定

施設の管理者に対し、市や地域住民が定める津波避難計画との整合を図りながら、自らの津波避難計画を策定するよう働きかけます。

(4) 自らの命を守るための準備

観光客に対しては、大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯に努めるよう働きかけます。

5-2. 災害時要配慮者の避難対策

津波災害発生時には、災害時要配慮者に対する、特別な配慮や支援が必要です。

市においては、災害時要配慮者の所在情報の把握・管理及び災害時の安否確認、避難誘導体制の整備を推進します。

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 避難対象地域内の社会福祉施設等における避難対策の確立

津波避難対象地域内の社会福祉施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、施設管理者は避難確保計画を策定する必要があります。市は、助言等を通じこれを支援します。

イ 組織体制の整備

市は、施設等管理者が地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等を確立するよう働きかけます。

また、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、利用者の実態に応じた体制づくりを行うよう働きかけます。

ウ 施設の耐震対策

市は、施設等管理者に対し、施設全体の耐震対策の強化を図るよう働きかけます。

エ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、津波災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図ります。

オ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、災害時要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図ります。

(2) 在宅者対策

ア 災害時に安否確認を行うための名簿の作成

避難行動要支援者の支援を行う団体（以下、「実施団体」といいます。）は、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、市から提供される避難行動要支援者名簿を元に、災害時に安否確認を行うための名簿を作成します。市は、これを支援するべく避難行動要支援者名簿を整備します。

イ 応援協力体制の整備

実施団体は、避難行動要支援者を対象に、個別避難支援プランを作成します。実施団体は、市、知多市社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）、知多市民生委員児童委員協議会（以下、「民協」といいます。）、社会福祉施設、近隣住民、ボランティア組織等、実際に避難支援に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有した上で、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に検討します。

市は、社協、民協とともに、実施団体による個別避難支援プランの作成を支援します。

ウ 避難訓練の実施

市は実施団体と協力して、市の総合防災訓練や各コミュニティで実施される防災訓練において避難行動要支援者に関する情報伝達や避難支援の訓練を行うよう努めます。

(3)外国人等に対する津波防災対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人や旅行者等が、津波災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、津波防災環境づくりに努めます。

防災行政無線（同報系）や広報車による伝達においては、平易な言葉でわかりやすく伝えるようにします。

一方、聴覚障がい者や外国人等に対しては、行政からの音声情報による避難の呼び掛け等が正確に伝わらない場合があることから、近隣者の支援が必要となるため、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図るとともに、インターネット等を用いて視覚情報や多言語での情報伝達を図ります。

(4)社会福祉施設、学校等への情報伝達

地震発生後、大津波警報又は津波警報が発表された場合の避難指示の発令に当たっては、防災行政無線（同報系）等にて、市内全域に情報伝達を行うとともに、社会福祉施設等に対しては、市の担当部から個別に避難広報を実施します。

表 19 社会福祉施設、学校等への情報伝達

対象施設	広報手段	実施部署
保育園、幼稚園等	電話等	子ども未来部
小学校、中学校、社会教育施設	電話等	教育部

※「知多市地域防災計画」（知多市防災会議、平成 27 年）を元に作成

(5) 平常時からの関係構築

平常時の災害時要配慮者に関する情報は、高齢者、障がい者、外国人等に応じてそれぞれ所管課が異なるため、各所管課と防災関係部局とが密接に連携し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係の構築や、避難完了後の避難先での見守り体制等を構築します。

また、避難行動要支援者との平常時からの関係構築のため、市は、社協が進める「あんしんとなり組」事業を基に、見守り・安否確認体制を確立します。

5-3. 臨海部における企業の津波避難対策

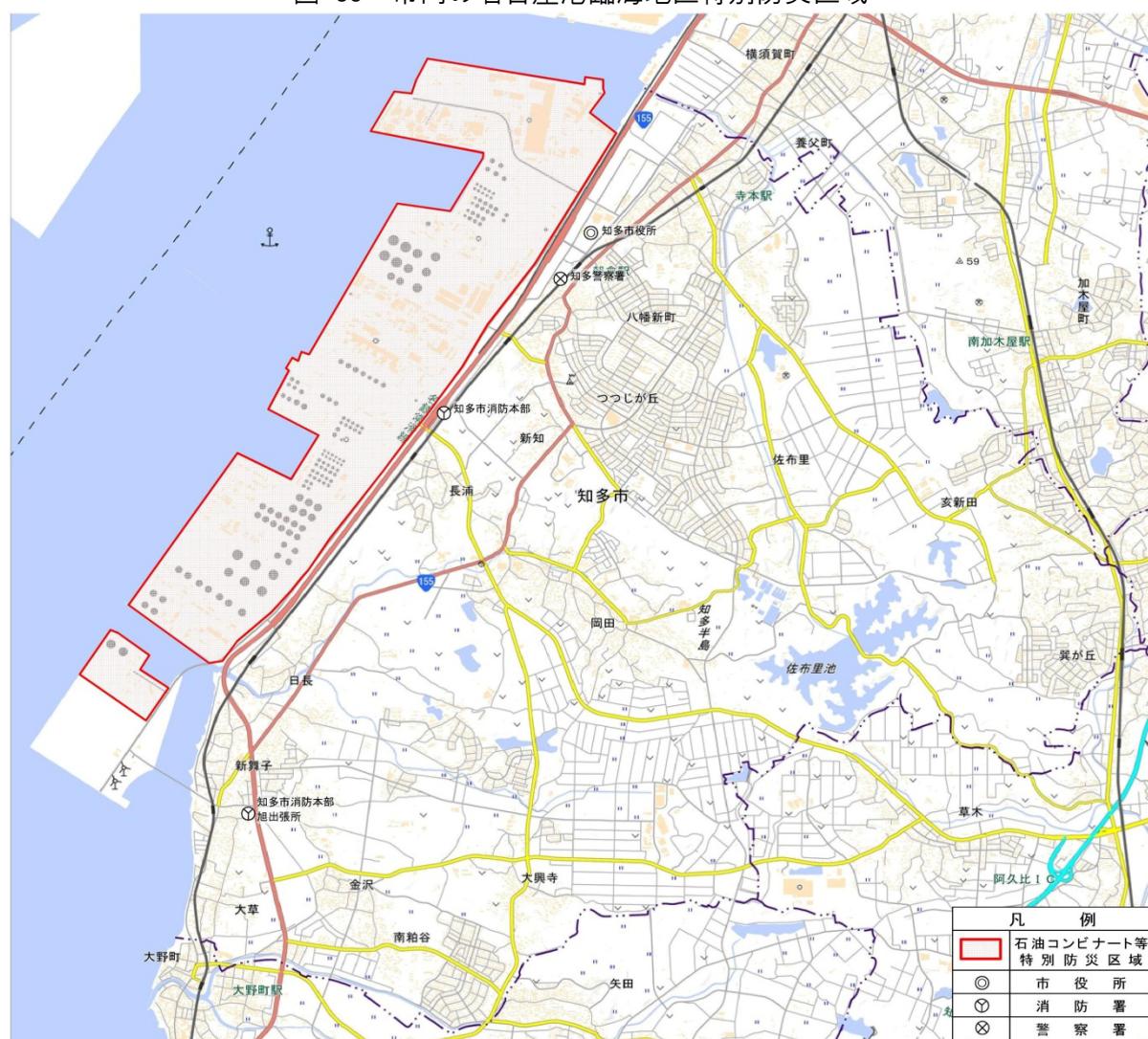
(1) 基本的な考え方

ここでは、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号）において指定されている「名古屋港臨海地区特別防災区域」のうち、本市域の区域（北浜町及び南浜町の区域のうち一般国道 247 号線及び海岸線で囲まれた区域並びに、緑浜町 1 番地の区域、図 38 参照）を対象とし、その区域内の事業所の津波避難対策について定めます。

栈橋や岸壁の一部を除き、これらの地域への津波による浸水は想定されていませんが、周辺の浸水や橋梁の破損、流出等により、地域が孤立する可能性もあるため、市は、各企業が防災規程等に定めた避難計画に基づき、自社内で一時避難場所を確保するように働きかけます。

自社内で一時避難場所が確保できない場合は、ブロック内で近隣事業所間で協力すること等により、避難場所を確保するよう働きかけます。

図 38 市内の名古屋港臨海地区特別防災区域



※「愛知県石油コンビナート等防災計画」（愛知県石油コンビナート等防災本部、平成 27 年）を元に作成

市は事業所に対し、一般の来訪者等外来者の自社内での避難が困難な場合や、内陸部への避難を希望する場合においては、市の指定緊急避難場所へ避難するよう働きかけます。

指定緊急避難場所への避難については、各地区別に下記の場所とします。

表 20 市内の名古屋港臨海地区特別防災区域からの避難場所一覧

避難 地区名	施設名	所在地	受入れ 可能人数 (人)	施設の 種類	特別防災地域 からの距離 (m)	電話番号
八幡地区	市民体育館	緑町 5	4,181	鉄筋 2 階建	350	0562-33-3361
新知地区	新知小学校 体育館	新知 字廻間 1	383	鉄筋 1 階建	700	0562-55-3126
	新知小学校 グラウンド		3,082	—		
長浦地区	知多中学校 体育館	日長 字原山 160	778	鉄筋 1 階建	900	0562-55-3449
	知多中学校 グラウンド		7,068	—		
日長地区	旭北小学校 体育館	日長 字白山 50	365	鉄筋 1 階建	900	0562-55-1444
	旭北小学校 グラウンド		5,101	—		
新舞子 地区	旭公民館	新舞子 字大口 46	314	鉄筋 3 階建	1,500	0569-42-1114
	旭公民館 駐車場		168	—		

(2)避難経路の確保

市は、津波からの避難を行う場合において、地震の揺れによる被害を想定して、ブロック内での避難経路を確保するよう事業所に働きかけます。

指定緊急避難場所への避難路については下図に示すとおりです。

図 39 市内の名古屋港臨海地区特別防災区域からの避難路



※「愛知県石油コンビナート等防災計画」（愛知県石油コンビナート等防災本部、平成 27 年）を元に作成

(3)避難広報

避難指示に当たっては、事業所が自主的に設置した防災行政無線（同報系）の戸別受信機によるほか、市から知多市石油コンビナート等保安連絡協議会に対して電話及び無線により伝達を行います。

(4)避難方法

避難者の集中による交通混雑・事故により、渋滞や移動の危険性が高まると考えられることから、市は、原則として徒歩により避難するよう働きかけます。

(5)避難誘導方針

市は、各事業所が津波警報等の伝達を受けた時又は伝達ルートに関係なく覚知した時は、防災規程等に定めた避難計画に基づき、必要に応じて避難するよう働きかけます。

避難に当たっては、外来者を優先し、安全な指定緊急避難場所に誘導するよう働きかけます。

知多市津波避難計画

平成 2 8 年 2 月発行

〒478-8601

愛知県知多市緑町 1 番地

愛知県知多市総務部防災危機管理課

TEL 0562-33-3151

FAX 0562-32-1010

URL <http://www.city.chita.aichi.jp/>

E-mail bousai@city.chita.lg.jp